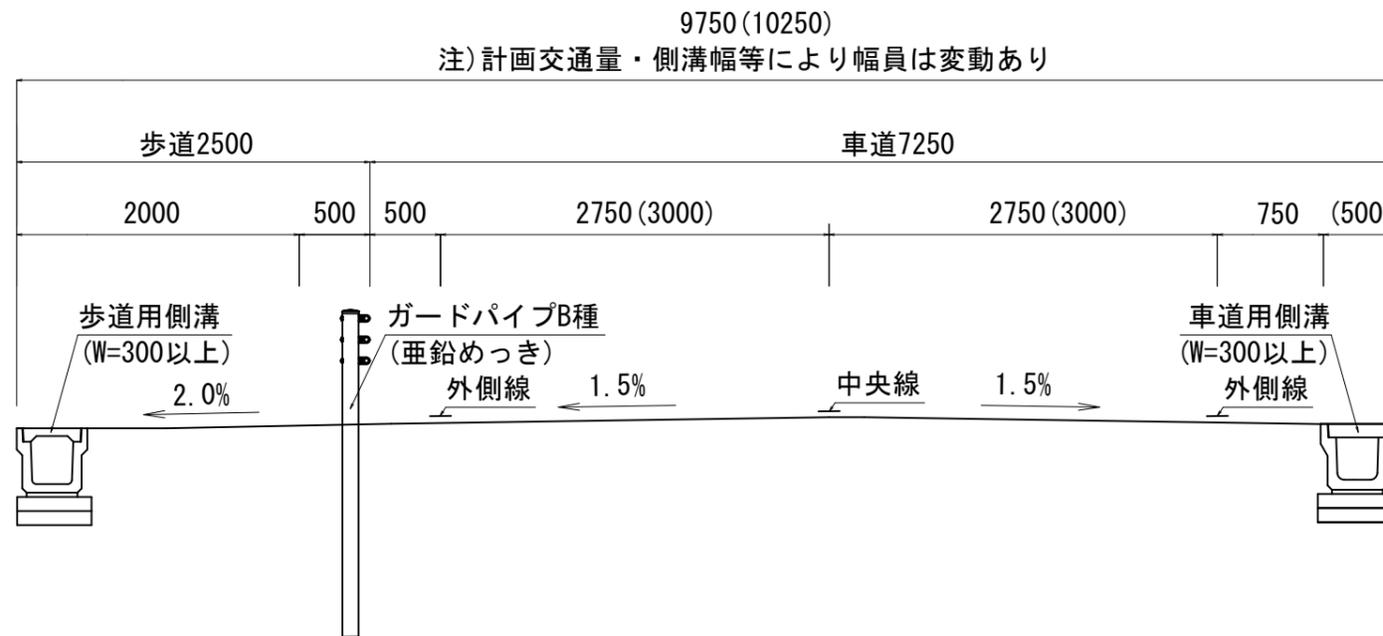


【W=6m以上】  
 ・住宅(宅地分譲)  
 ・開発面積3000㎡未満のその他(店舗・工場分譲など)



9750(10250)  
 注)計画交通量・側溝幅等により幅員は変動あり

【W=9m以上】  
 ・開発面積3000㎡以上のその他(店舗・工場分譲など)

令和6年4月～  
**開発道路の標準横断図**

注)参考となる一例を示したものであり、  
 道路管理者と協議のうえで決定する。

※幅員構成は、道路構造令による。

参考) 開発許可事務の手引き(各務原市宅地開発指導要領) ※市HP

- P46、47：開発区域内に設置する道路の幅員
- P48：開発道路の横断勾配
- P65：開発道路内に設置する排水施設の断面及び排水勾配